

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

629号 2014

最低賃金改正のお知らせ

平成25年12月29日より下記のとおり滋賀県内の特定(産業別)最低賃金が改正されました。

紡績業、化学繊維製造業、
その他の織物業、染色整理業、
繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業

時間額 **750円**

ガラス・同製品、セメント・同製品、
衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額 **836円**

はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業

時間額 **835円**

計量器・測定器・分析機器・試験機、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **818円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **839円**

各種商品小売業

時間額 **765円**

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、
鑄鉄管製造業

時間額 **775円**
(平成16年12月18日発効)

滋賀県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成25年10月25日より**730円(時間額)**に改正されました。

- 地域別最低賃金はすべての労働者と使用者に、特定(産業別)最低賃金は特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

<お問い合わせ先>

滋賀労働局 賃金室 TEL 077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL 077-522-6641

彦根労働基準監督署 TEL 0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL 0748-22-0394

日本年金機構からのお知らせ

平成26年
4月から

産前産後休業期間中の 保険料免除が始まります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は育児休業と同じように保険料免除などを受けることができます。

○産前産後休業期間中の保険料免除

※平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となります。

・産前産後休業期間中(産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。

<手続>

・事業主の方は「産前産後休業取得者申出書」を提出する必要があります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構

検索

目次

- 表紙 産業別最低賃金改正のお知らせ
産前産後休業期間中の保険料免除が始まります
- P2 第12回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました
- P3 男女雇用機会均等法施行規則改正のお知らせ
石綿による健康被害の救済に関する法律第37条第1項の一般拠出金率改正のお知らせ
- P4 求人情報をお待ちしています
- P5 在職者向けセミナーの御案内
- P6 シルバー人材センターからのお知らせ
- P7 労働委員会だより
- P8 労働相談Q&A「試用期間」
- P9 統計/資料 平成25年労働組合基礎調査の結果
- P10 統計/資料 平成25年ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査の結果
- P11 統計/資料 平成25年年末一時金受給状況の結果
- P12 滋賀県勤労者向け融資制度の御案内
障害者雇用支援月間ポスター原画(絵画・写真)募集のお知らせ

第12回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2013')が開催されました!

平成26年1月19日(日)に滋賀職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ滋賀)において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀障害者職業センター(滋賀高齢・障害者雇用支援センター)と滋賀県の共催で、第12回滋賀県障害者技能競技大会が開催されました。

また、平成26年2月3日(月)に滋賀県公館において、上記大会の成績優秀者に対して表彰式が行われました。

障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀)は、障害者が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、雇用の促進と地位の向上を図ることを目的とし、平成14年度より開催されています。

本年度は、電子機器組立、ホームページ、喫茶サービスなど11競技種目に78名の選手が出場して、日頃職場や職業訓練の場で培った技を競いました。3人以上が参加した6種目が競技として成立し、滋賀障害者職業センター所長より金賞、銀賞、銅賞、努力賞が授与され、また、その中でも特に優秀な成績を収めた方に対して滋賀県知事より賞状が授与されました。




▲2月3日 表彰式 (県公館)

●知事表彰および金賞受賞者

競技種目	金賞	銀賞	銅賞	努力賞		
ワード・プロセッサ	安井 謙治 (株式会社滋賀富士通ソフトウェア)	青木 尚子 (学校法人関西福祉学園 働き教育センター)	—	—	—	—
製品パッキング	奥田 真二 (株式会社クレール)	西村 敏顕 (滋賀県立甲南高等養護学校)	七里 弘樹 (滋賀県立高等技術専門学校)	今橋 正一 (株式会社クレール)	岸 大策 (滋賀県立甲良養護学校)	—
パソコンデーター入力	◎小久保恵理 (滋賀県立高等技術専門学校)	前田伊吹樹 (株式会社クレール)	河内 裕亮 (滋賀県立甲南高等養護学校)	福谷 惇也 (彦根市立図書館)	—	—
喫茶サービス	西川 和輝 (株式会社クレール)	佐倉 仁博 (学校法人関西福祉学園 働き教育センター)	清水 隆太 (学校法人関西福祉学園 働き教育センター)	大澤 悠 (滋賀県立甲南高等養護学校)	奥野 孝雄 (学校法人関西福祉学園 働き教育センター)	續木 直子 (学校法人関西福祉学園 働き教育センター)
オフィスアシスタント	植田きより (株式会社クレール)	山口 和馬 (滋賀県立信楽学園)	福永 竜一 (滋賀県立野洲養護学校)	疋田 秀樹 (株式会社クレール)	竹内 典子 (株式会社クレール)	瀬川沙也加 (滋賀県立甲良養護学校)
縫製	◎射庭 明音 (滋賀県立長浜高等養護学校)	山口紗也加 (滋賀県立長浜高等養護学校)	長沢由里香 (滋賀県立長浜高等養護学校)	樺嶋 裕理 (滋賀県立長浜高等養護学校)	—	—

◎印：滋賀県知事表彰受賞者

<敬称略>



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

広告

社労士会労働紛争解決センター 滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。
具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤安い費用 (3,150円) で解決


総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-526-1800



滋賀県社会保険労務士会
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
<http://www.sr-shiga.com/>

平成 26 年 7 月 1 日より

男女雇用機会均等法施行規則が変わります！

滋賀労働局雇用均等室

1 男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します（省令等の改正）

【これまで】総合職の労働者を募集・採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず、転勤要件を設けることは、間接差別として禁止。



【改正後】すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、間接差別として禁止。

2. 性別による差別事例の追加（性差別指針の改正）

性別を理由とする差別に該当するものとして、結婚していることを理由に職種の変更や定年の定めについて男女で異なる取扱いをしている事例を追加。

3. セクシュアルハラスメントの予防・事後対応の徹底など（セクハラ指針の改正）

- 1) 職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであることを明示。
- 2) セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化とその周知・啓発に当たっては、その発生の原因や背景に、性別の役割分担意識に基づく言動があることも考えられる。そのため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要であることを明示。
- 3) 被害者に対する事後対応の措置の例として、管理監督者または事業場内の産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応を追加。 など

4. コース等別雇用管理についての指針の制定

「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」（局長通達）を、より明確な記述とした「コース等で区分した雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項に関する指針」を制定。

お問い合わせ先

滋賀労働局雇用均等室

〒 520-0051 大津市梅林 1 丁目 3-10 滋賀ビル 5 階

TEL : 077-523-1190 FAX : 077-527-3277

滋賀労働局からのお知らせ

「石綿による健康被害の救済に関する法律 第 37 条第 1 項の一般拠出金率」の改正について

一般拠出金の率が平成 26 年 4 月 1 日より、0.02 / 1,000 に引き下げられます。

平成 25 年 12 月 19 日付けで一般拠出金率を改正する環境省告示が公布され、平成 26 年 4 月 1 日より、一般拠出金率が **0.05 / 1,000** から **0.02 / 1,000** に引き下げられることとなりました。

なお、平成 26 年度労働保険年度更新時における一般拠出金の取扱いは次のとおりとなります。

★**ご注意ください。** 旧拠出金率となる場合があります。(②、③を参照ください。)

① 継続事業の取扱い

申告事由が年度更新（新年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02 / 1,000）を乗じた額

② 廃止事業の取扱い

拠出金率改正前（平成 25 年度中）に事業廃止をした事業場が年度更新による廃止をした場合、申告事由が廃止（旧年度）であるため、平成 25 年度の賃金総額に旧拠出金率（0.05 / 1,000）を乗じた額

③ 個別事業場が平成 25 年度中に事務組合に委託した場合（事務組合委託事業場が委託替え、あるいは委託解除し個別事業場となった場合）等の事務取扱い上、一旦廃止処理を行った場合の取扱い

上記②の取扱いと同様、申告事由が廃止（旧年度）となるため、平成 25 年度の委託替え等の時点までの賃金総額に旧拠出金率（0.05 / 1,000）を乗じた額

なお、委託替え等以降事業が継続している場合については、委託替え等以降の部分は平成 25 年度の賃金総額に新拠出金率（0.02 / 1,000）を乗じた額

【問い合わせ先】 滋賀労働局労働保険徴収室

☎ 077 - 522 - 6520

企業の皆さまからの求人をお待ちしています!!

<企業の即戦力となる人材を育成しています！>

<次代のものづくりをリードしていく若き技能者を育成しています！>

県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、求職者の早期再就職、新規学卒者の職業能力開発のため、ものづくりの技能と知識を習得するための施設を設置しています。

離転職者を対象にした訓練では、企業ニーズに合わせた訓練課程により、企業の即戦力になるための必要な技能と知識を備えた優秀な人材を育成しています。

また、新規学卒者を対象にした訓練では、実習に重点を置き、基礎から応用まで段階的かつ体系的に訓練を実施し、優れた技能・技術と豊かな創造力でこれからのものづくりを牽引していく人材の育成に努めています。各施設では、企業の皆さまからの求人をお待ちしています。

【こんな職種の訓練を実施しております】

ビル設備管理、機械製図、数値制御プログラミング
 機械加工、電気工事、設備工事、溶接、機械の組立・調節・保全
 マイコン制御、アパレル、販売、塗装、建築、自動車整備 等

滋賀県立高等技術専門学校

訓練科名	訓練期間
自動車整備科	2年
生産システム制御科	//
コンピュータ制御科	1年
生産システム設備科	//
服飾デザイン科	//
機械加工技術科	//
塗装技術科	//
木造建築科	//
溶接技術科	//

訓練科名	訓練期間
総合実務科	1年
住宅リフォーム科	6ヶ月
総合技能系	
金属加工技術コース	1年
機械実践技術コース	6ヶ月
溶接実践技術コース	//
電気設備技術コース	//
電気機械技術コース	//

ポリテクセンター滋賀

訓練科名	訓練期間
ビル設備サービス科	6ヶ月
CAD/CAM技術科	//
工場管理保全科	//
電気設備科	//

訓練科名	訓練期間
溶接施工科	6ヶ月
機械加工NC技術科	//
制御プログラム科	//

お問い合わせはこちらまで！

滋賀県立高等技術専門学校

米原校舎 (テクノカレッジ米原) 〒521-0091 米原市岩脇 411-1 TEL 0749-52-5300

草津校舎 (テクノカレッジ草津) 〒525-0041 草津市青地町 1093 TEL 077-564-3297

<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/kigyouno/kyujin.html>

ポリテクセンター滋賀 (独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀職業能力開発促進センター)

大津市光が丘町 3-13 TEL 077-537-1347 (訓練課受講者第二係)

<http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/jigyounushi/saiyo.html>

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

滋賀県

滋賀県では、以下のコースの在職者向け訓練を行っております。

- 機械系（普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、機械 CAD など）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG 溶接の基礎、産業用ロボット特別教育など）
- 電気系（第二種電気工事士受験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 建築系（JW-CAD、建築測量、早描き建築室内パースなど）
- 制御系（有接点リレーシーケンス制御、PLC 制御、油圧・空気圧制御など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

施設	高等技術専門校米原校舎（テクノカレッジ米原）	高等技術専門校草津校舎（テクノカレッジ草津）
所在地	米原市岩脇 411-1	草津市青地町 1093
T E L	0749-52-5300	077-564-3297
F A X	0749-52-5396	077-565-1867
H P	http://www.pref.shiga.lg.jp/f/kogisen/index.html#seminar	

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター滋賀およびポリテクカレッジ滋賀で実施される在職者訓練コース（平成 26 年 5 月分）は以下のとおりです。

ポリテクセンター滋賀で実施されるコース					
コース名（機械系）	受講料	定員	コース NO	実施日	実施時間
機械保全実践技術（伝動装置・分解組立調整編）	18,300	6	M4401	5/13.14.15	18
被覆アーク溶接実践技術（各種姿勢編）	13,600	10	M4271	5/13.14	12
ドリル研削実践技術	14,500	8	M4251	5/14.15.16	18
フライス盤精密加工技術	18,000	10	M4221	5/20.21.22.23	24
実践機械製図（手書き）	14,000	10	M4001	5/20.21.22	18
製造技術者のための油圧実践技術	14,000	9	M4101	5/21.22.23	18
実践機械設計技術（2次元設計）（AutoCAD 編）	14,000	10	M4031	5/28.29.30	18
コース名（電気・電子系）	受講料	定員	コース NO	実施日	実施時間
有接点シーケンス制御の実践技術	10,000	10	E5111	5/12.13	15
有接点シーケンス制御による電動機制御の実務	12,000	10	E5121	5/14.15.16	18
実践電子回路計測技術	9,500	10	E5021	5/15.16	15
実践的 PLC 制御	9,000	10	E5171	5/22.23	12
電気系保全実践技術	12,000	10	E5341	5/28.29.30	18
PLC による実践的 FA センサ活用技術	10,000	10	E5231	5/29.30	15

ポリテクカレッジ滋賀で実施されるコース					
コース名（建築・住宅関係）	受講料	定員	コース NO	実施日	実施時間
パッシブソーラー建築設計の実践技術 NEW	7,000	10	H8011	5/15. 6/12. 7/10	12
在来木造軸組住宅設計実践技術	17,000	10	H8031	5/7.21. 6/11.15	24

※受講をご希望の方は、受講申込書を各施設あて FAX 願います。受講申込書については、下記へお電話願います。

施設	滋賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター滋賀）	滋賀職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ滋賀）
所在地	大津市光が丘町 3-13	近江八幡市古川町 1414
T E L	077-537-1191	0748-31-2252
F A X	077-537-1299	0748-31-2255
H P	http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html	

★働く意欲のある高年齢者の方 お待ちしております！

◆企業等を退職されたら…『シルバー人材センター』へ！

企業等を退職された高年齢者の方々に働く意欲のある方々（原則、60歳以上）を対象に、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、県下各市町に「**シルバー人材センター**」が、また、県域団体として「公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会」が設置されています。

各シルバー人材センターでは、長年、企業等で培われた豊かな知恵や経験を活かした生きがい就業の場を提供し、単に働くだけでなく、ボランティア活動など地域貢献活動も展開しています。

県下の各シルバー人材センターは、収益を目的としない公益社団法人（※）として、シルバー事業の推進を行っており、安心して会員登録ができます。

同時に、シルバー事業は、高年齢者の健康維持効果が期待されるとともに退職後の生活の安定にも寄与するものであり、生き生きとした老後生活の礎でもあります。

まだまだ元気で退職後も働きたいと思われているみなさん！只今、会員募集中です！！
新しい仲間をお待ちしています。あなたのまちの「**シルバー人材センター**」をぜひお訪ねください。

（※）但し、豊郷町及び甲良町のシルバー人材センターは、非法人です。



★滋賀県シルバー普及啓発キャラクター「なまひげ先生」

★「県下のシルバー人材センター一覧」

※（）内は電話番号

- ・大津市 (077-525-2528)
- ・彦根市 (0749-22-5622)
- ・長浜市 (0749-65-3367)
- ・近江八幡市 (0748-32-1155)
- ・草津市 (077-568-8881)
- ・守山市 (077-583-2727)
- ・栗東市 (077-552-4001)
- ・甲賀市 (0748-63-0872)
- ・野洲市 (077-586-2333)
- ・湖南市 (0748-72-6835)
- ・高島市 (0740-36-8191)
- ・東近江市 (0749-45-3422)
- ・米原市 (0749-55-0495)
- ・日野町 (0748-52-8911)
- ・竜王町 (0748-58-8080)
- ・愛荘町 (0749-37-8277)
- ・豊郷町 (0749-35-4606)
- ・甲良町 (0749-38-2000)
- ・多賀町 (0749-48-8128)

お問い合わせ先

☆公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会☆

大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階

TEL: 077-525-4128 FAX: 077-527-9490

E-mail: shigapref@sjc.ne.jp ・ <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>

ZENROSAI NEWS

今日、「まさか」について考えよう。

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

広告

2513B033

自然災害保障付
火災共済

風水害等給付金付火災共済
自然災害共済

<お問い合わせ先>

全労済 滋賀県本部
(滋賀県労働者共済生活協同組合)

大津支所 〒520-0801 大津市におの浜4-5-1
彦根支所 〒522-0074 彦根市大東町4-28彦根勤労福祉会館2F

TEL 077-524-6031
TEL 0749-24-6605

【営業時間】 9:00~17:00 【休日】 土・日・祝日・年末年始(12/30~1/3)

不当労働行為事件の概要について

不当労働行為事件とは

労働組合法では、労働組合や労働者に対する使用者による不当労働行為を禁止しています。労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為を行ったと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができ、労働委員会では、その申し立てについて審査を行い、使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かの判断をしています。また、不当労働行為事件の審査にあたっては、労使双方に和解することによる解決も勧められています。

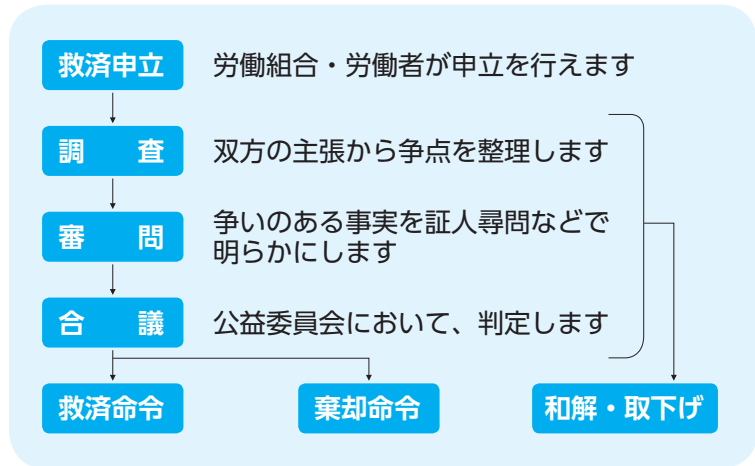
【不当労働行為の具体例】

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱い（解雇や賃金カット等）を受けた。
- ・ 労働組合に加入しないことを雇用条件とした。
- ・ 団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・ 組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。
- ・ 労働委員会への申し立て等を理由として解雇や不利益な取扱いを受けた。

【審査の目標期間】

- ・ 本県では、1年2か月以内に審査を終結することを目標にしています。

【不当労働行為事件審査の流れ】



平成25年に取り扱った不当労働行為事件

平成25年に当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は、前年からの繰越事件1件と新規申立事件2件の計3件でした。なお、平成25年に終結した事件は1件で、その概要は次のとおりです。

【A 不当労働行為事件】 審査期間：356日

受け入れていた派遣労働者を期間従業員として直接雇用した会社が、世界同時不況による業績悪化により雇止めをしました。その後、会社は業績が回復し、期間従業員の雇用を再開しましたが、雇止めをされた組合員に再雇用の申込みをしなかったため、組合が団体交渉で会社に再雇用を要求しましたが、会社はこれに応じませんでした。また、組合は、当初の雇止めの撤回が再雇用を協議事項とする団体交渉を会社に求めましたが、会社はこれを拒否しました。

そこで、組合は、会社が組合員の再雇用を拒否したのは、組合員であることの故をもって拒否した不利益取扱いであり、また、団体交渉拒否は正当な理由がないとして、当委員会に不当労働行為の救済を申し立てました。

委員会では、会社が組合員を再雇用しなかったことは不当労働行為にあらず、また、当初の雇止めについては、既に、当委員会で判断し、民事訴訟でも結論が出ており、会社が団体交渉に応じなかったのは、理由がある等として、組合の申し立てを棄却しました。

なお、組合は、この命令を不服として、中央労働委員会へ再審査の申し立てを行い、現在、中央労働委員会で審査が行われています。

「月例労働相談」をご利用下さい。

原則として、毎月第4金曜日に委員による月例労働相談会を開催しています。事前予約制ですので、あらかじめ当委員会までご連絡願います。

開催時間：14：45～

開催場所：滋賀県労働委員会室

労使紛争に関する相談やお問い合わせがありましたら、お気軽にお電話ください！

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町4丁目1番1号 県庁東館5階

TEL：077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>

労働相談 Q & A

テーマ

『試用期間』



求人票に、“試用期間あり”と表示されることが、一般的に見受けられます。しかし、試用期間を巡っては、少なからずトラブルがみられます。では法的に試用期間はどのような意味合いを有しているのでしょうか？トラブルを未然に防ぐために、再度確認してみましょう。

質問1

試用期間の法的な位置付けはどのようになっていますか？

回答1

試用期間は、労働契約上の一態様ですから、就業規則又は労働契約において明確に定められている必要があります。使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前に解雇予告することが求められます。予告がなければ使用者は30日分以上の平均賃金を支払うことが求められています（労基法第20条）。但し、試用期間中（14日以内）の者は適用されません（同第21条）

なお、一般的な試用期間はこれを超え設定され、本採用までの期間を指しており、本採用後の解雇に比べると、試用期間中の解雇はやや緩やかと考えられています。即ち、入社後の一定期間職場で働かせ、その適格性を判定するために設けられた期間で、解約権留保付労働契約と理解されています。

質問2

では、試用期間を最初に設ければ、その期間満了までは自由に解雇可能ですか？ また、その期間は通常どの程度設ける事が可能ですか？

回答2

いいえ、そうではありません。試用期間中も当初から期間の定めのない通常の労働契約ですが、使用者には試用期間中は労働者の不適格性を理由とする解約権が留保されていると考えるべきです。ですから解雇するだけの客観的で合理的な理由が必要なことは、言うまでもありません。試用期間は労使で自由に契約でき、職種により長短はあるでしょうが、一般的には2～3ヶ月で長くても6ヶ月位でしょう。余りにも長い試用期間での留保解約権の行使は、労働者に不当な不利益を強いることになるため、通常解雇との差が無くなる可能性があります。

質問3

試用期間中の社会保険・労働保険・賃金については如何でしょうか？

回答3

試用期間を定めた労働契約は、前記のように期間の定めのない労働契約の初期と考えられますから、実体としては正規労働者と何ら変わりなく、試用期間中であっても社会保険や労働保険の適用除外とはなりません。ですから、入社と同時に、各種保険加入の手続きは必要です。

なお試用期間中の賃金について別途低く定めることは問題ありませんが、地域別最低賃金や産業別最低賃金の遵守は当然のこと、その設定期間と賃金には合理的な理由が求められるべきでしょう。

滋賀県労働相談所

電話番号 077-511-1402

0120-967164（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

平成25年 労働組合基礎調査の結果

この調査は、県内すべての労働組合を対象に、労働組合数、組合員数等の状況を把握することを目的として、毎年6月30日現在で実施しています。平成25年6月30日現在、滋賀県内の単位労働組合における組合数は738組合、組合員数は100,478人となりました。

結果の詳細については、県労働雇用政策課ホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>)

労働組合数・組合員数の推移

年次	組合数 (組合)	組合員数 (人)	対前年増減数		対前年増減率	
			組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
平成16年(2004年)	763	102,745	▲16	▲3,514	▲2.1	▲3.3
平成17年	734	100,067	▲29	▲2,678	▲3.8	▲2.6
平成18年	718	100,176	▲16	109	▲2.2	0.1
平成19年	711	99,873	▲7	▲303	▲1.0	▲0.3
平成20年	715	100,061	4	188	0.6	0.2
平成21年	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0
平成22年	736	102,131	▲7	43	▲0.9	0.0
平成23年	734	101,010	▲2	▲1,121	▲0.3	▲1.1
平成24年	744	101,360	10	350	1.4	0.3
平成25年	738	100,478	▲6	▲882	▲0.8	▲0.9

産業別労働組合数・組合員数の状況

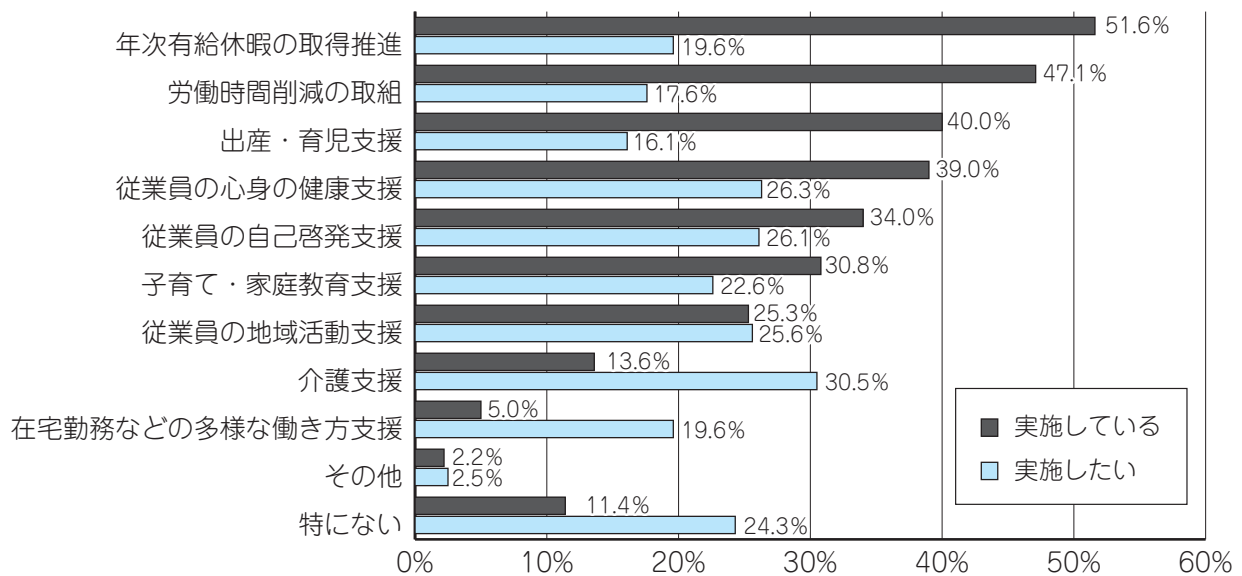
業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農業, 林業	3	0.4	24	0.0	1	7	50.0	41.2
建設業	23	3.1	2,592	2.6	▲1	▲207	▲4.2	▲7.4
製造業	261	35.4	57,456	57.2	▲7	▲895	▲2.6	▲1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	12	1.6	1,245	1.2	4	2	50.0	0.2
情報通信業	6	0.8	58	0.1	0	▲1	0.0	▲1.7
運輸業, 郵便業	71	9.6	3,197	3.2	▲6	▲134	▲7.8	▲4.0
卸売業・小売業	107	14.5	5,555	5.5	8	186	8.1	3.5
金融業・保険業	18	2.4	4,607	4.6	1	▲20	5.9	▲0.4
学術研究, 専門・ 技術サービス業	7	0.9	543	0.5	0	11	0.0	2.1
宿泊業, 飲食サービス業	6	0.8	233	0.2	0	▲10	0.0	▲4.1
生活関連サービス業, 娯楽業	6	0.8	1,394	1.4	0	▲13	0.0	▲0.9
教育, 学習支援業	51	6.9	4,499	4.5	1	▲35	2.0	▲0.8
医療, 福祉	67	9.1	4,716	4.7	▲2	▲142	▲2.9	▲2.9
複合サービス事業	25	3.4	3,942	3.9	1	356	4.2	9.9
サービス業 (他に分類されないもの)	4	0.5	115	0.1	▲2	▲8	▲33.3	▲6.5
公務	68	9.2	10,256	10.2	▲4	21	▲5.6	0.2
分類不能の産業	3	0.4	46	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	738	100.0	100,478	100.0	▲6	▲882	▲0.8	▲0.9

平成25年ワーク・ライフ・バランスに関する意識調査結果について

県では、滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業における一般事業主行動計画の進捗状況およびワーク・ライフ・バランスに関する取組の実態を把握するため、平成25年7月に調査を実施しました。調査対象は滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業として登録している企業から抽出した613社で、403社から回答を頂きました（回答率65.7%）。

※結果の詳細は県ホームページ「しがのワーク・ライフ・バランス」に掲載しています。
 (http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/wlb/index.html)

Q 貴事業所で実施しているワーク・ライフ・バランスに関する取組および、今後実施したいと思う取組は何ですか。

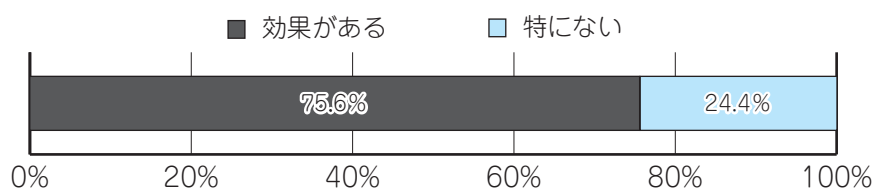


ワーク・ライフ・バランスに関して「実施している」取組としては、「年次有給休暇の取得推進」が最も多く、ついで「労働時間削減の取組」、「出産・育児支援」となった。「実施したい」取組としては、「介護支援」が最も多く、ついで「従業員の心身の健康支援」、「従業員の地域活動支援」となった。

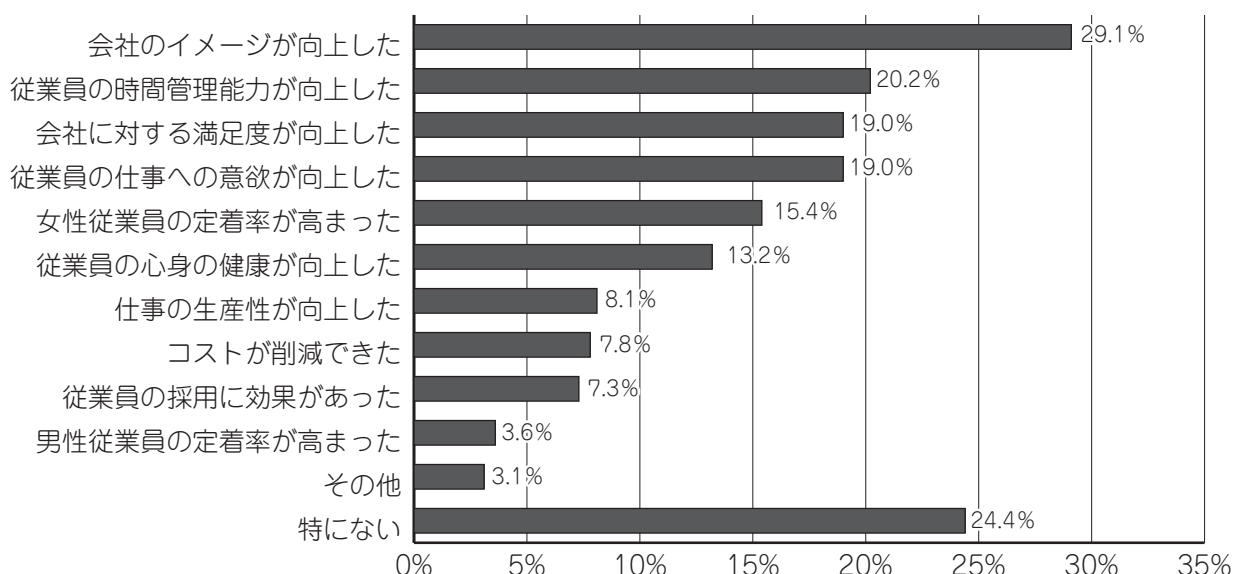
「年次有給休暇の取得推進」、「労働時間削減の取組」、「出産・育児支援」などの取組について、「実施している」とした企業が多いが、「実施したい」とした企業は少なかった。これらの取組はワーク・ライフ・バランスに関する取組の中では実施しやすいものであり、まずこれらの取組から始める企業が多いと推測された。

「介護支援」、「在宅勤務などの多様な働き方支援」などの取組について、「実施したい」とした企業は比較的多いが、「実施している」とした企業は少なく、必要性を感じるものの、具体的な実施にまでは十分に至っていない状況であると推測された。

Q ワーク・ライフ・バランスに関する取組は、貴事業所の経営に関してどのような効果がありましたか。



なんらかのワーク・ライフ・バランスに関する取組を「実施している」企業において、経営上の効果を「特になし」とした企業の割合は24.4%であり、75.6%の企業ではなんらかの経営に関する効果があったと考えられた。



個別の効果としては、「会社のイメージが向上した」が最も多く、ついで「従業員の時間管理能力が向上した」「会社に対する満足度が向上した」となった。

平成25年 年末一時金受結状況の結果

この調査は、安定した労使関係確立の基礎資料とするため滋賀県が毎年行っています。平成25年の調査では、滋賀県内のすべての民間労働組合（平成24年6月30日現在628組合）を対象として実施し、平成25年12月31日現在で受結した旨報告のあった組合のうち、受結額が判明している249組合について集計しました。

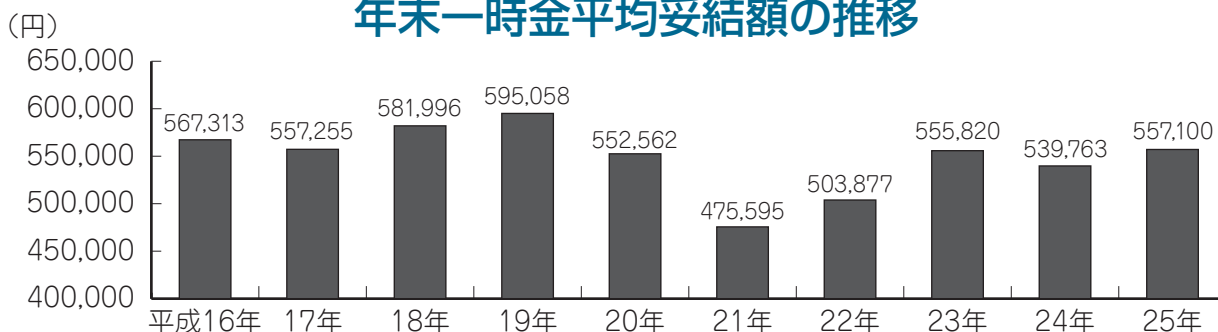
平成25年12月31日現在、全規模・全産業の平均受結額は557,100円となり、前年同期に比べて17,337円上回りました。

前年・今年とも受結額が判明している84組合の平均受結額は538,349円となり、前年同期に比べて8,095円下回りました。

前年・今年とも額が判明している 84組合による比較	全産業・全規模平均				
	従業員 300人未満	従業員 300人以上	製造業平均	非製造業平均	
受 結 額 (円)	443,107	624,932	557,993	471,144	
前 年 受 結 額 (円)	457,336	627,452	566,574	477,580	
前 年 同 期 差 (円)	△ 14,229	△ 2,520	△ 8,581	△ 6,436	
(対前年増減比, %)	(△ 3.11)	(△ 0.40)	(△ 1.51)	(△ 1.35)	

※ △はマイナスを表しています。

年末一時金平均受結額の推移



※ 1 平成24年以前は県内民間労働組合の約3割を、平成25年はすべての県内民間労働組合を対象に実施しました。

※ 2 経年推移は全体集計結果です。

※ 3 対前年比較は、有効回答のうち前年・今年とも額が判明している84組合について行いました。

☆結果の詳細については、県労働雇用政策課のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/f/rosei/>) をご覧ください。

滋賀県の勤労者向け融資制度

(平成26年3月1日現在)

滋賀県では、勤労者の皆さまに安定した生活を営んでいただくために下記のとおり勤労者向け融資を行っています。各資金の申し込みにつきましては、直接県内の取扱い金融機関までお願いします。

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間(据置)
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年 (2か月以内)
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)

取 扱 金融機関 近畿労働金庫、滋賀銀行、関西アーバン銀行、京都銀行、京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

お問い合わせ先

県内の各取扱い金融機関 または
滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 TEL.077-528-3751 FAX.077-528-4873

平成26年度障害者雇用支援月間 ポスター原画(絵画・写真)募集のお知らせ

国民の皆様には障害者雇用への理解と関心を深めていただくため、毎年、障害のある方々から絵画と写真を募集し、その優秀作品をもとに障害者雇用支援月間(9月1日～9月30日)のポスターを作成、掲示しています。

平成26年度も、より多くの方に障害者雇用について関心を持っていただくよう、障害のある方々から絵画と写真(*写真はプロ以外であれば、障害の有無を問わずどなたでも応募可です。)を募集します。皆様のご応募をお待ちしています。

なお、ささやかではございますが、ご応募頂きました皆様に応募記念品を贈呈しております。



(平成25年度
厚生労働大臣賞)

平成26年度障害者雇用支援月間ポスター原画募集要項

- **応募部門**
(1)絵画 小学校の部 (2)絵画 中学校の部
(3)絵画 高校・一般の部 (4)写真の部
- **応募作品・テーマ**
(1)絵画については、働くこと、または仕事に関係ある内容のもの。
(2)写真については、障害のある方にスポットをあて、障害のある方が働いている姿を撮影したもの。
- **主催**
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- **後援(予定)**
内閣府、厚生労働省、文部科学省、東京都教育委員会、NHK、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、日本経済新聞社、産経新聞社、東京新聞
- **募集期間**
平成26年4月1日(火)から平成26年6月13日(金)【必着】まで
- **お問い合わせ先**
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
ポスター原画係
TEL 043-213-6209
FAX 043-213-6556

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
<http://www.pref.shiga.lg.jp/>
 E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp